令和８年 10 月６日

報 道 発 表

浜松市監査事務局
℡. 053-457-2391

浜松市

住民監査請求の受理について

浜松市監査委員は、地方自治法第 242 条第１項による住民監査請求を令和８年９月 11 日付けで収受し、９月 30 日に受理しました。

１　請求人　Ａ氏

２　請求の対象

対象支出：客引き行為等の禁止等に関する条例を絶対遵守させるために雇用した会計年度任用職員に対する令和８年８月 22 日(土)の報酬の支出

３　請求の要旨

雇用した会計年度任用職員は、８月 22 日(土)は 13 時 40 分からの勤務にも関わらず、14 時 20 分ごろ、市民からの問合せに対し居留守を使った。８月 22 日(土)の報酬は、憲法を含む種々の法令違反、契約違反があり、違法。また、最小の費用で最大の効果を発揮する合理性に反し、不当。

(1) 会計年度任用職員

・会計年度任用職員は、８月 22 日(土)は 13 時 40 分からの勤務にも関わらず、14 時 20 分ごろ市民からの問合せに居留守を使った。電気もついており、中にいることを確認した上で、防犯センターのドアを何度もノックしたが、全く反応がなく、出てこなかった。職務違反である。その行為は、一部の者（自ら又は所属する課を含む）の奉仕者となっており、憲法違反

・全力を尽くし、注意力のすべてを注いで職務を遂行していない。地方公務員法違反

・民法第１条第３項信義則違反

・勤務実態を偽った契約違反

(2) 浜松市市民生活課の職員

・全力を尽くし、注意力のすべてを注いで職務を遂行していない。地方公務員法違反

・最小の経費で、最大の効果（客引き根絶）を実現していない。地方自治法違反

(3) 浜松市(地方自治法)

・最小の経費（勤務実態に即応した給料支給ではない）で、最大の効果（客引き根絶）も、両方とも実現できなかった。地方自治法違反

・虚偽勤務実態を創出し、そのまま報告し、報酬を満額受け取る人物らを採用し続けた行為。

(4) 浜松市議会及び浜松市議会議員全員

SDGs未来都市・浜松
市民協働で築く「未来へかがやく創造都市・浜

・最小の経費（勤務実態に即応した給料支給ではない）で、最大の成果（客引き根絶）も、両方とも実現できていない行政を、適法に監視してこなかった（職務怠慢）のに「自分たちは正しい」と思い続け、行政監視不全で市民の安全安心な生活を公然と犠牲にしてきたこと。地方自治法違反

上記の違法な契約履行に関して、報酬を支払う違法な事務の処理は、無効である。

４　監査委員に求める措置

・虚偽勤務実態を創出し、市民を欺き給料を受け取った任用職員を即時辞めさせ、使命達成する別の者を採用すること。60過ぎた（硬くなった餅）人間の性根、正されるとは到底思われない。勤務時間中に屈伸している者もいた。声をかけると、相手が市民でも、凄み、睨みつけてくる者もいる。任侠映画の役者に向いているかもしれない。見回りも形だけで機能せず、屈伸のために給料が払われるのではない。見回りで巡回している間、最も注力しなければならないところがおろそかになっていることにまだ気が付いてもいない。客引きの根絶が使命。能力もなく、使命を果たせぬ者に居場所を与えてはならない。

・浜松市の全ての職員（約6,000人＋会計年度任用職員約1,777人）を巻き込み、客引き根絶を必ず達成すること。市長は、職員に、まちなかに飲みに行くことを推奨している。長の指示を遵守しようとする職員なら、有楽街に出ているということである。その際、通常の人間として目が機能していれば、「客引き」がうろうろしていることに気づかないわけがない。その場で「客引き」に声をかけよ。ビビッて、できない者は、その場で市役所守衛室に電話、または、翌出勤日に、市民生活課に、情報を共有することはできる。容易だ。こんな簡単で、金のかからないことをしようとしないことは、職員による職務怠慢である。浜松市全職員の違法を見逃すな。

・客引き根絶のための会計年度任用職員に対する現場指揮権を入札にかけよ。毎年約１０００万円つぎこんで、このありさま。現在の市民生活課の課長では、浜松市民全体のために、客引きを根絶できないことを実証し続けてきた。そこで、この提案である。指揮権をかけて、入札を行い、落札した者に、「客引き根絶」の職務を果たさせよ。果たせば、落札金額を手に入れられる。職務を遂行したのだから。落札後、現場の指揮権を市民課長から渡せ。そして、その指揮下に、会計年度任用職員を置け。指示に従わない、職務を遂行しない者は、報告され、直ちに処分対象となることを自覚させよ。

・来年度から、客引き根絶のための会計年度任用職員を廃止し、年額２０００万円等、客引き根絶を果たす業者を募って入札を行うこと。これまで総額約６０００万円もつぎ込んできたが、根絶できた試しがない。最善の方法であるはずがない。無駄だったのだ。方法を改めなければならない。どうしても従来の方法が素晴らしく、替えがきかない、と主張するなら「客引き根絶」の証拠を出せ。出せない

SDGs未来都市・浜松
市民協働で築く「未来へかがやく創造都市・浜

ことが、この方法の無能さを示した結果である。実証済だ。市民生活課長に、どんな言い訳もさせることはない。職員に言い訳を述べさせるな。

・私たち市民にはいくつも提案があるが、浜松市行政に対案はあるのか。ないのに、しがみついているのは、前例慣例主義の化身に他ならない。

・これらの提案を直ちに実行しなければ、浜松市行政が目指すまちなか活性化が、日本一の客引き活性化となり、日本中の市町から笑いものになる。それでも平気な人間は、適法な地方公務員ではない。違法だ。直ちに、市庁舎から立ち去ってくれ。それが市民の思いだ。

５　今後の予定

監査結果の決定を経て、住民監査請求の収受日の翌日から起算して 60 日以内(令和 8 年 11 月 10 日まで)に請求人への通知等を行います。(陳述は実施しません)

住民監査請求とは

市民が市長等の執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結など財務会計上の行為が違法若しくは不当であると認めるとき、又は違法若しくは不当に財産等の管理を怠る事実があると認めるときは、このことを証明する書類を添えて、監査委員に対し監査を求め、市長等に必要な措置を講じるよう請求することができる制度。

SDGs未来都市･浜松
市民協働で築く「未来へかがやく創造都市・浜